

お知らせ

平成22年3月11日

資料提供先：米子市政記者クラブ

日野川河川事務所管内の災害応急対策活動等（調査・測量等）に協力いただける土木関係建設コンサルタント業者の募集について

日野川河川事務所では、日野川、法勝寺川、大山砂防、皆生海岸、菅沢ダムの管理区間を対象として、災害が発生した場合の応急対策活動等（調査・測量等）にご協力いただける土木関係建設コンサルタント業者等（条件あり）を募集します。

対象期間：協定締結の日～平成23年3月31日（木）

募集期間：平成22年3月12日（金）～3月23日（火）

詳細については、別紙添付資料または、ホームページをご覧ください。

問 い 合 わ せ 先



国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所
鳥取県米子市古豊千678

TEL (0859) 27-5484 (代表)

FAX (0859) 27-2431

担当者	副所長（技術）	うえはし 上橋	のぼる 昇	（内線204）
	工務課長	おおき 大木	たかし 孝志	（内線311）

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定
- (2) 活動場所 日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系の、①河川、②砂防、③海岸、④菅沢ダムを対象とする。
- (3) 活動内容 本活動は、日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系において地震、豪雨、台風、及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに日野川河川事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 協定締結の日 ～ 平成23年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。
 - ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。
 - イ) 技術士（建設部門）を有する者。
 - ウ) R C C Mを有する者。

エ) 工学博士

オ) 測量士を有する者。

(6) 本店、支店及び営業所が、鳥取県中西部生活圏にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、基本的に協定は複数の担当区域を重複して締結することはできません。
- (2) 応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。
- (3) 担当区域については、希望順位を記載してください。(別紙－1) なお、希望者が偏った場合、第1希望ではない担当区域となることがあります。
- (4) 非常時には、担当区域外の実施を行う場合があります。

4. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 工務課長

TEL 0859-27-5484 (代表) 内線311

FAX 0859-27-2348

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式2】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

③活動の実施体制【別記様式3】

※活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

④担当区域希望調査票【別紙－1】

※希望される担当区域を記載してください。第4希望まで記入することができます。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：平成22年3月12日（金）から平成22年3月23日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成22年3月12日（金）から平成22年3月18日

(木)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4)(3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成22年3月23日(火)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。

③提出された申請書(追加資料を含む)は、返却しません。

④提出期限以降における申請書(追加資料を含む)の差し替え及び再提出は、認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

日野川河川事務所長 藤原 博昭 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める技術者の資格等を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める活動の実施体制を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に担当区域の希望を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式 2)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名	(フリガナ) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	技 術 士（部門：分野： 登録番号：・取得年月日：） R C C M（部門：分野： 登録番号：・取得年月日：） 測 量 士 登録番号 そ の 他（）		

(別記様式3)

活 動 の 実 施 体 制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載すること。

○緊急時に準備できる作業員数

○○人

※普通作業員以上

別紙－１ 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。

区 域 名	希望される順位
①河川	第 2 希望 ※記載例
②砂防	第 1 希望 ※記載例
③海岸	
④菅沢ダム	

※第 4 希望まで記入可能

※区域の詳細

①河川

日野川、法勝寺川の直轄管理区間

②砂防

別所川、清山川、大江川、白水川、小江尾川、船谷川、俣野川の直轄砂防工事区域

③海岸

皆生海岸の直轄海岸工事区域

④菅沢ダム

菅沢ダム直轄管理区間

※担当区域については、決定後、更に担当区域を細分化して協定を締結することがある。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式 1） →必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格（別記様式 2） →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（3 箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等）
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- ☐ 活動の実施体制（別記様式 3） →必須提出

技術資料

- ☐ 別紙－ 1 『担当区域希望調査票』 →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定(案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省日野川河川事務所長 藤原 博昭（以下、「甲」という。）が管理する日野川河川事務所所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社〇〇コンサルタント 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等(調査・測量等)（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一級河川日野川水系〇〇〇直轄管理区間（以下、「実施区域」という。）とする。
ただし、災害状況によっては、日野川河川事務所管内及び鳥取県西部地域とする。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(活動の実施)

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、日野川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結

した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

- 第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成22年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所長 藤原 博昭

乙 株式会社 〇〇コンサルタント

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○